

菊池広域連合火災予防条例(第24条)では、空地及び空家の所有者、管理者又は、占有者は、火災予防上必要な措置を講じなければならないとなっています。 又、このような場所で発生した火災は、 発見が遅れ、 周囲の住宅等に延焼し、大火災となるおそれがあります。

空地の管理について

- 雑草や枯草などは刈り取るか、土砂等で埋めましょう。
- 木くず、紙くず等の燃えやすいものは置かないようにしましょう。
- •フェンス等で周囲を囲みましょう。(侵入防止)



空家の管理について

- みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- **10**
- 燃えやすいものは周囲に置かない(放置しない)ようにしましょう。
- ・ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油等)は置かないようにしましょう。



ご協力をお願いします!!!

- 全国の火災要因として放火又は放火の疑いが上位を占めています。特に空地及び空家から出火した火災は、放火によるものが多くあります。建物への侵入防止等の対策をお願いします。
- タバコの処理及び火気の使用後は注意するようお願いします。
- ・空地及び空家を放置することで生まれるリスク(建物の倒壊、犯罪、生活環境の 悪化など)があります。



【お問い合わせ】

菊池広域連合消防本部予防課(熊本県**菊池郡菊陽町大字原水7番地1**) TEL 096-232-9334 FAX 096-232-9333 E-mail kfd-yobou@kikuchifire.com